3　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付官報（号外政府調達第185号）公示）６の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

②　当機構関東地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道）における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」、「土木設計」及び「補償」のいずれかの認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止の措置を受けていないこと。

④　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、釜石市から指名停止の措置を受けていない者であること。

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

⑵　業務形態

①　構成員の業務分担が、業務の内容により、釜石市鵜住居地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、釜石市鵜住居地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、釜石市鵜住居地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「釜石市鵜住居地区換地設計その他業務設計共同体協定書」によるものであること。

4　競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　3⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、3⑴②の認定を受けていない構成員が3⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、3⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに3⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

5　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6　資格の有効期間　５の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7　その他　設計共同体の名称は「釜石市鵜住居地区換地設計その他業務△△・××設計共同体」（注　△△・××は構成員の名称）とする。

○第２号

1　業務概要

⑴　業務名　釜石市片岸地区換地設計その他業務（協定型一括入札）

⑵　業務内容　本業務は、釜石市の復興計画に基づき施行される片岸地区土地区画整理事業外に関して、地域条件や権利者意向を踏まえ、換地設計等の区画整理関連業務及び補償関連業務を一体的に行うものである。主な業務内容は以下のとおりである。

・区画整理関連業務
・補償関連業務

2　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成25年３月27日から釜石市片岸地区換地設計その他業務において設計共同体としての資格を得ようとする者に、当機構ホームページからのダウンロードにより交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に釜石市片岸地区換地設計その他業務設計共同体協定書（3⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

①　提出期限　平成25年４月８日（月）午後５時

②　提出場所　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　計画調整第２チーム　電話019―601―6432

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

3　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付官報（号外政府調達第185号）公示）６の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

②　当機構関東地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道）における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」、「土木設計」及び「補償」のいずれかの認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止の措置を受けていないこと。

④　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、釜石市から指名停止の措置を受けていない者であること。

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

⑵　業務形態

①　構成員の業務分担が、業務の内容により、釜石市片岸地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、釜石市片岸地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、釜石市片岸地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「釜石市片岸地区換地設計その他業務設計共同体協定書」によるものであること。

4　競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　3⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、3⑴②の認定を受けていない構成員が3⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、3⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに3⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

5　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6　資格の有効期間　５の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7　その他　設計共同体の名称は「釜石市片岸地区換地設計その他業務△△・××設計共同体」（注　△△・××は構成員の名称）とする。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成25年３月27日

水産庁長官　本川　一善

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　77

⑵　購入等特定役務及び数量

船舶（東光丸）第２種中間検査及び一般修繕　一式